

大阪広域環境施設組合規則第15号

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（平成27年規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第6条第2項から第12項まで、 <u>第15項及び第16項並びに</u> 第7条に規定する職員の初任給及び昇給等の基準については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。	第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第6条第2項から第7項まで、 <u>第10項及び第11項並びに</u> 第7条に規定する職員の初任給及び昇給等の基準については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。